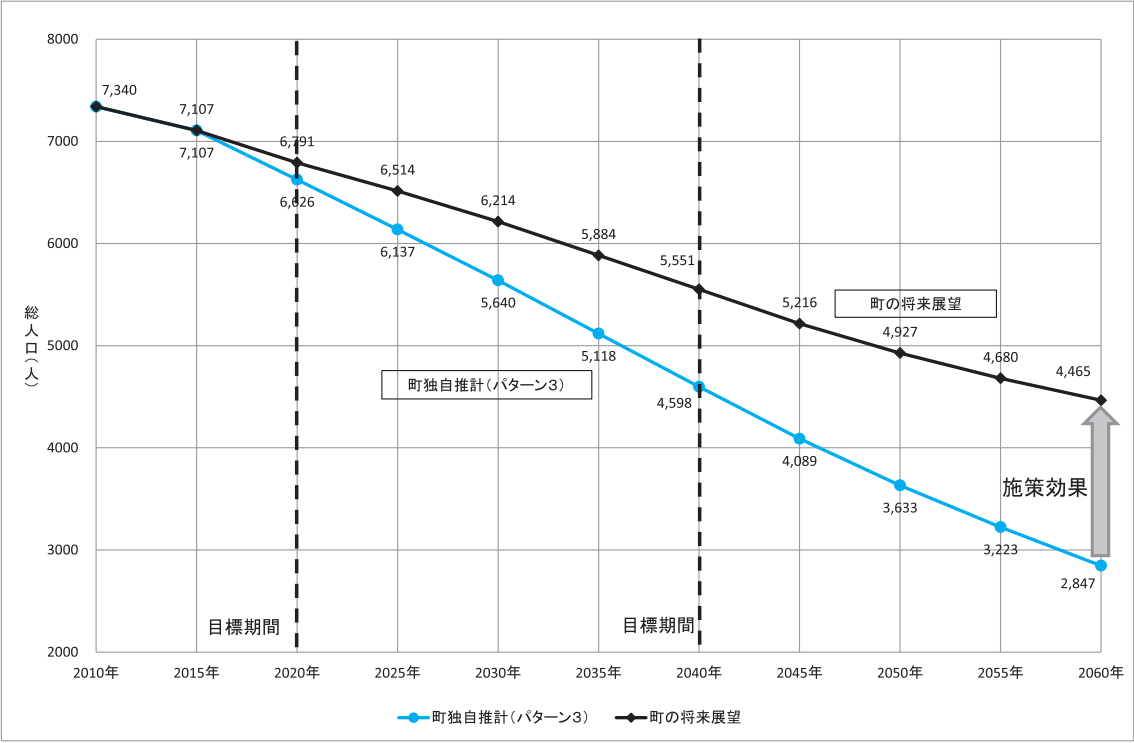


第4章 資料編

1. 睦沢町人口の推移（睦沢町 まち ひと しごと創生 人口ビジョンより）

将来展望における総人口の推移



年齢3区分別人口動向の将来展望

区分		2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
年少人口	人口(人)	695	696	668	688	697	718	696	671	638	599	574
(0～14歳人口)	人口割合	9.5%	9.8%	9.8%	10.6%	11.2%	12.2%	12.5%	12.9%	13.0%	12.8%	12.9%
生産年齢人口	人口(人)	4,310	3,875	3,431	3,172	2,984	2,808	2,663	2,502	2,418	2,361	2,277
(15～64歳人口)	人口割合	58.7%	54.5%	50.5%	48.7%	48.0%	47.7%	48.0%	48.0%	49.1%	50.4%	51.0%
老年人口	人口(人)	2,335	2,536	2,692	2,654	2,533	2,359	2,192	2,042	1,871	1,720	1,614
(65歳以上人口)	人口割合	31.8%	35.7%	39.6%	40.7%	40.8%	40.1%	39.5%	39.1%	38.0%	36.8%	36.2%

2. 睦沢町いじめ防止基本方針（概要）

睦沢町・睦沢町教育委員会

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

睦沢町では、いじめ根絶を目指し、「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめはどの児童生徒、どの学校にも起こりうる」との認識の下、子どもの社会性を培う様々な体験活動などの取り組みや道徳教育の充実による「心の教育」を推進してきた。また、学校における定期的なアンケート調査や教育相談の実施など、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の徹底を図ってきたところである。

睦沢町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）は、平成29年11月15日改定の千葉県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）を踏まえ、これまでの町の取組の一層の充実を図り、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的として、いじめ防止等（いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめへの対応をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止に関する基本的な考え

（1）いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめの理解

国の基本方針では、いじめについて①～④の視点を示している。

①「いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。」

②「いじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。」

③『『暴力を伴わないいじめ』であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、『暴力を伴ういじめ』とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。』

④「学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、『観衆』としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている『傍観者』の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。」

いじめがいわゆる「荒れた学校」や「問題のある学年」、「問題のある児童生徒」に固有のものではなくほとんどの児童生徒がいじめの被害者になり得ること、また加害者にもなり得ることが調査によって確認されている。

また、「集団全体にいじめを許容しない雰囲気」を醸成するには、児童生徒への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与える。教職員の振る舞いがいじめに暗黙の了解を与えたり、いじめを助長したりすることが起こり得る問題を重く受け止める必要がある。

2 睦沢町教育委員会の役割

町は、国や県等と協力して、地域の実情に応じたいじめの防止等に関する対策の実施に努める（条例第6条第1項）。特に県と町の関係については、いじめ問題を含む生徒指導上の課題に対処するに当たり、町立中学校と高等学校（主に県立および私立）の協力がますます重要になっており、引き続き連携を強化する必要がある。

また、町は、県同様に学校の設置者として、管理する学校におけるいじめ防止等に関する役割を担う。

町は、いじめに関する個別の事案に関して、必要に応じて県に情報提供するとともに、県と連携していじめへの対処が進むよう努める必要がある。

3 学校および学校の教職員の役割

学校および学校の教職員は、保護者、地域住民、関係機関等と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、迅速かつ適切に対処する必要がある。

（1）「学校いじめ防止基本方針」の策定

学校は、国基本方針、県基本方針および町基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、学校いじめ防止基本方針を策定する。

（2）学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、いじめへの対応に当たり、特定の教職員が問題を抱え込まないように、学校の教職員等の間における情報の共有および協力体制の構築を適切に行う必要がある。また、学校にはいじめの防止等の対策のための組織を置く必要がある。この組織が「情報の共有および協力体制の構築」を実現するものであり、各学校のいじめの防止等の対策のための中核的組織である。

（3）学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア 未然防止

イ 早期発見

ウ いじめに対する措置

4 保護者の役割

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、適切に当該児童生徒をい

じめから保護する必要がある。基本理念にもあるとおり、いじめを受けた児童生徒の生命および心身を保護することが何よりも優先されるべきである。

5 重大事態への対応

重大事態については、国基本方針、県基本方針、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月策定 文部科学省）、および「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月策定 文部科学省）により適切に対応する。

（1）学校の設置者又は学校による調査

重大事態の認知と調査

ア 重大事態とは（法および国基本方針から要約）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

イ 重大事態（重大事態のおそれのあるものを含む。）を認知した場合の対応

まず、いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、学校は学校いじめ対策組織を迅速に開き、第一に被害者等の安全確保とケアを実施する。以後、一貫した組織的対応を行う。

次に、当該組織を活用し、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当るか否か判断するが、判断に迷う場合は、その設置者である教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定する。

重大事態と認められる場合、学校は、設置者に電話等で速やかに報告を行い、その後、文書による報告を行う。（いじめの重大事態を認知した場合の報告）

ウ 調査の主体等の決定

重大事態への対処は、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うこととなる。学校の設置者は、当該いじめ事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。その際、調査組織の公平性・中立性の確保が重要である。

エ 調査について

調査に当たっては、県基本方針を踏まえるとともに、国基本方針改定時に策定された「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の内容により適切に実施する。

オ 調査結果の報告等

組織による調査が終了したら、調査結果を学校および学校の設置者が確認し、被害者側に事実関係等その他の必要な情報を速やかに提供する。その際、他の児童生徒のプライバシー保護など、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、個人情報保護を拡大解釈し、説明を怠るようなことがあってはならない。

カ 関係機関等との連携について

いじめの重大事態への対応に当たっては、必要に応じて早期に警察や児童相談所当関係機関との連携を図りながら対応することが求められる。

(2) 調査結果の報告を受けた町長による再調査および措置

市町村立学校における重大事態については、当該市町村長が再調査を行うことができることとされている

6 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 調査結果等の資料の保存について

いじめに関する調査結果等の資料については、それぞれの設置者の定める文書の保存に関する規則に従い適切に取り扱う必要がある。

(2) 教職員の業務の精選について

教職員が、児童生徒と直接かかわる時間を十分確保することは、いじめ問題のみならず、教育活動の成果を高める根源的な問題である。

従来から行っている方法をそのまま踏襲した非効率的な事務が教職員のより本来的な業務を圧迫することがないよう各学校は業務を点検し、事務の効率化を図る必要がある。

平成30年4月適用

3. 奨学金制度

睦沢町奨学資金貸付基金条例（昭和51年睦沢町条例第30号）抜粋

平成29年4月一部改正

大学（短期大学含む・大学院除く）、高等専門学校（第4学および第5学年）または専修学校（専門課程）に入学、在学する方のうち、学業成績が優秀かつ健康な方で経済的理由により修学が困難な方に奨学資金を貸付けする制度です。

【貸付対象】

- ・貸付け対象者本人また保護者が町内に住所を有すること

【貸付要件】

- ・学業成績が優秀であること
- ・経済的な理由によって修学が困難であること
- ・貸し付けた奨学資金について十分な償還能力を有すること

【貸付金額】

修学費 月3万円

就学支度費 10万円

【貸付条件】

貸付利息 なし

貸付期間 決定のあった月から、その学校における正規の修学期間を終了する月まで

返済方法 貸付けが終了した月の6月後から10年以内に月賦または半月賦により返済

4. スマホアンケート調査結果

令和元年度 むつざわスマホアンケート結果（概要）

本アンケートは、近年のスマートフォンの普及による問題の増加を懸念し、本町の園児・児童生徒のインターネットの利用実態を把握し、今後の児童生徒への指導や保護者への啓発活動推進を目的に実施しました。

1. 実施主体 陸沢町教育委員会教育課
2. 調査対象 小学1年生～中学3年生の全児童・生徒、こども園園児の保護者、
3. 調査時期 令和元年7月
4. アンケート結果概要

小学生スマホ保有率は、学年によりばらつきがありますが、低学年で1割以下、高学年で2割程度となっています。また、インターネットの利用率は、低学年で4割、高学年で7割強となっています。

中学生のスマホ保有率は、全体の6割強となっており、8割以上の生徒はインターネットを利用しています。

こども園保護者に実施したアンケートでは、7割以上の保護者が園児にスマホを貸与している結果となっています。

小学生及び中学生の保護者に実施したアンケートによると、高学年になるにつれてスマホの利用に制限をしている家庭及びフィルタリングを設定している家庭が増えています。

小学生及び中学生に実施したアンケートで、1日の通信機器等の利用時間は、高学年になるにつれて利用時間が長くなっており、中学生では5時間を越える生徒が1割程度となっています。ネット依存の傾向についても、高学年になるにつれて高くなっており、中学生では半数以上の生徒が依存傾向にあると回答しています。

インターネットを使用する通信機器等の機能（ソフト・アプリ）は、小学校低学年はYouTube、小学校高学年はYouTube・オンラインゲーム、中学生はYouTube・オンラインゲーム、LINE等となっており、中学2・3年生では写真や動画の投稿をする生徒も見受けられました。

また、小学生のうちからネットで知り合った人とやりとりをしている児童がおり、中学生では、ネットで知り合った人と実際に会っている生徒もいるとの回答がありました。

保護者に実施したアンケートで、通信機器等を持たせる時期については、こども園・小学生の保護者は、高校生と回答している保護が多く、中学生の保護者は、中学生と回答している保護者が多くなっています。

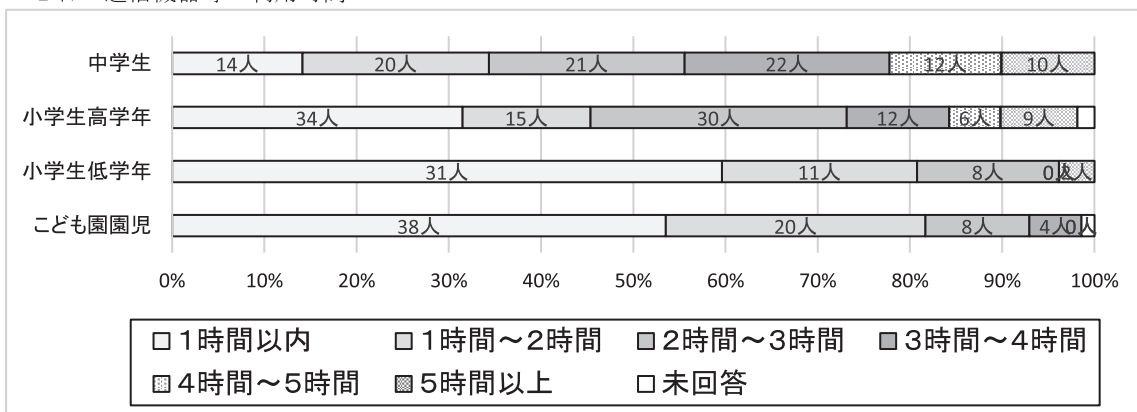
回答率及びスマホ保有率等

調査対象	児童生徒数	回答数	回答率	スマホ保有率	インターネット利用	インターネット利用
小学校低学年児童	151人	141人	93.38%	8.51%	52人	36.88%
小学校高学年児童	151人	147人	97.35%	21.77%	108人	73.47%
中学生生徒	134人	124人	92.54%	64.52%	108人	87.10%

調査対象	園児数	回答数	回答率	スマホ貸与率	インターネット利用	インターネット利用
こども園保護者	169人	157人	92.90%	75.16%	71人	45.22%

調査対象	児童生徒数	回答数	回答率	通信機器保有率	利用の約束規定率	フィルタリング設定率
小学校低学年保護者	151人	130人	86.09%	29.23%	23.85%	17.69%
小学校高学年保護者	151人	138人	97.35%	58.70%	46.38%	40.58%
中学生保護者	134人	113人	84.33%	82.30%	61.06%	66.37%

1日の通信機器等の利用時間



5. 肥満・痩身調査（令和元年度と平成27年度との比較 実態調査結果より）

肥満・痩身調査

単位:人

年度	区分	性別	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	計	12歳	13歳	14歳	計
27	受検者数	男	26	28	24	27	19	20	144	28	23	22	73
		女	21	21	20	11	29	34	136	24	23	30	77
	高度肥満(肥満度 $\geq 50\%$)	男	0	0	0	1	0	0	1	1	2	0	3
		女	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	1
	中等度肥満(50% $>$ 肥満度 $\geq 30\%$)	男	2	1	2	3	2	1	11	0	2	2	4
		女	0	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0
	軽度肥満(30% $>$ 肥満度 $\geq 20\%$)	男	0	1	0	1	1	0	3	2	1	2	5
		女	0	0	0	0	0	0	0	2	4	0	6
	やせ(-20% $\geq$ 肥満度 $>-30\%$)	男	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2
		女	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	4
30	高度のやせ(-30% $\geq$ 肥満度)	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	受検者数	男	23	23	22	29	27	25	149	28	21	21	70
		女	20	26	30	21	20	21	138	12	24	32	68
	高度肥満(肥満度 $\geq 50\%$)	男	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	3
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	中等度肥満(50% $>$ 肥満度 $\geq 30\%$)	男	1	0	1	3	2	1	8	2	1	0	3
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
	軽度肥満(30% $>$ 肥満度 $\geq 20\%$)	男	1	2	1	2	3	1	10	1	4	0	5
		女	1	3	4	1	0	0	9	1	2	1	4
	やせ(-20% $\geq$ 肥満度 $>-30\%$)	男	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
		女	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
	高度のやせ(-30% $\geq$ 肥満度)	男	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

千葉県との比較

単位:%

年度	区分	睦沢町						千葉県					
		小学生			中学生			小学生			中学生		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
30	受検者数	100.0	100.0	100.0	100.0	98.6	99.3	99.6	99.7	99.7	98.0	98.3	98.1
	高度肥満(肥満度 $\geq 50\%$)	0.0	0.0	0.0	4.3	1.5	2.9	0.9	0.5	0.7	1.4	0.8	1.1
	中等度肥満(50% $>$ 肥満度 $\geq 30\%$)	5.4	0.0	2.8	4.3	4.4	4.3	3.2	2.3	2.8	3.4	2.5	2.9
	軽度肥満(30% $>$ 肥満度 $\geq 20\%$)	6.7	6.5	6.6	7.1	5.9	6.5	4.3	4.0	4.1	3.9	4.1	4.0
	やせ(-20% $\geq$ 肥満度 $>-30\%$)	0.0	0.0	0.0	1.4	2.8	2.2	1.5	1.6	1.5	2.9	3.7	3.3
	高度のやせ(-30% $\geq$ 肥満度)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1

6. 放課後や土曜日・日曜日に利用したい子ども向け事業・サービス

(令和元年度 睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査)

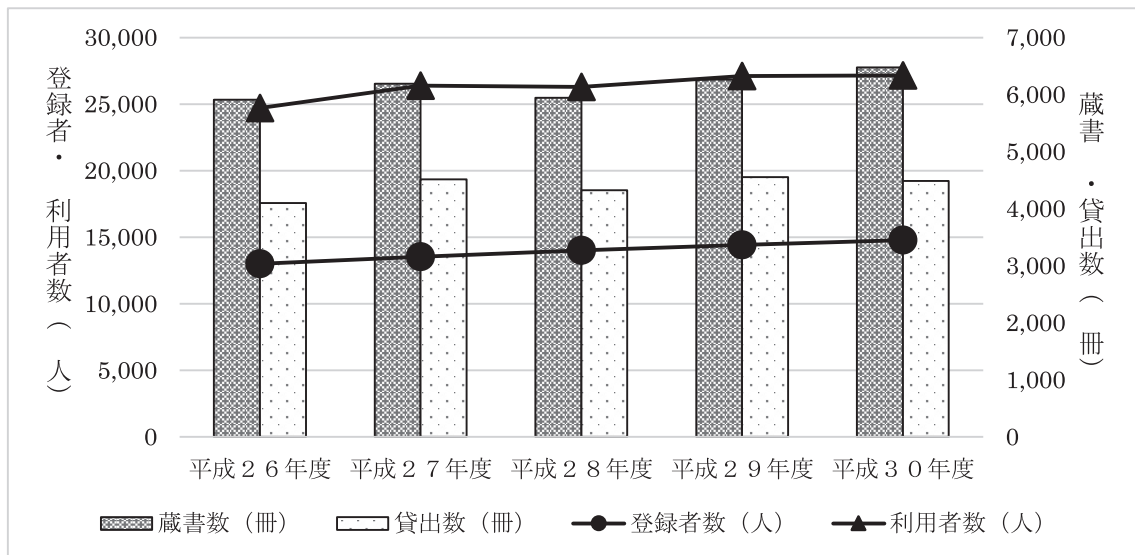
選択肢	数	割合
勉強	81	66.4%
スポーツ	83	68.0%
文化芸術活動	43	35.2%
地域住民との交流活動	33	27.0%
その他	3	2.5%
無回答	13	10.7%
非該当	0	
全体	122	100%

	1)勉強		2)スポーツ		3)文化芸術活動		4)地域住民との交流活動		5)その他	
選択肢	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
平日	64	79.0%	40	48.2%	17	39.5%	12	36.4%	1	33.3%
土曜日	23	28.4%	53	63.9%	25	58.1%	21	63.6%	1	33.3%
日曜日	9	11.1%	25	30.1%	18	41.9%	8	24.2%	3	100.0%
無回答	2	2.5%	1	1.2%	1	2.3%	0	0.0%	0	0.0%
非該当	41		39		79		89		119	
全体	81	100.0%	83	100.0%	43	100.0%	33	100.0%	3	100.0%

7. 公民館図書室図書数並びに利用状況

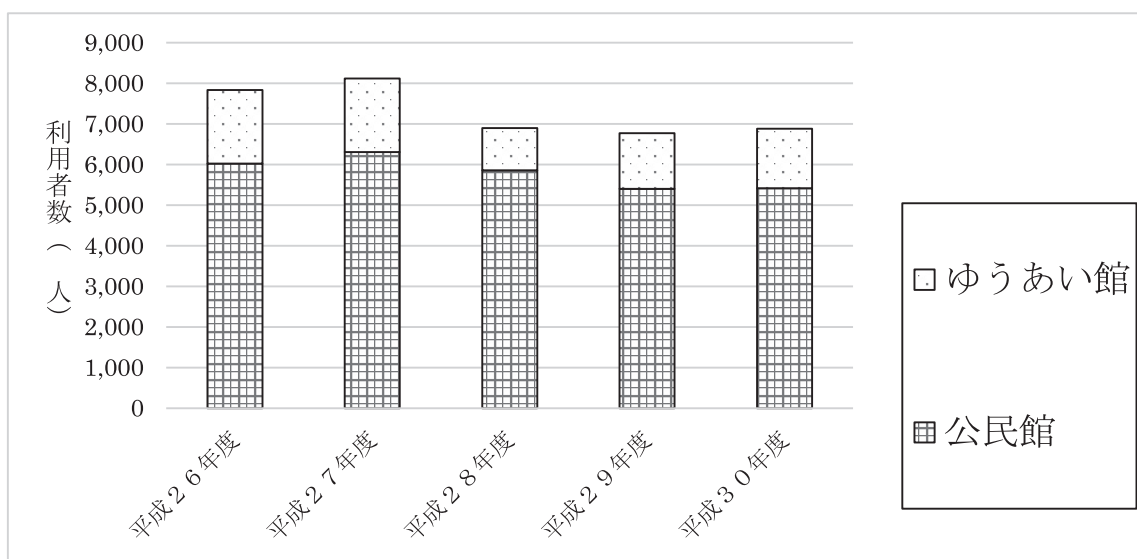
公民館図書室年間利用状況の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
蔵書数 (冊)	25,335	26,537	25,479	26,842	27,768
貸出数 (冊)	17,575	19,347	18,531	19,505	19,236
登録者数 (人)	3,037	3,160	3,272	3,365	3,450
利用者数 (人)	2,730	2,995	2,861	2,960	2,888



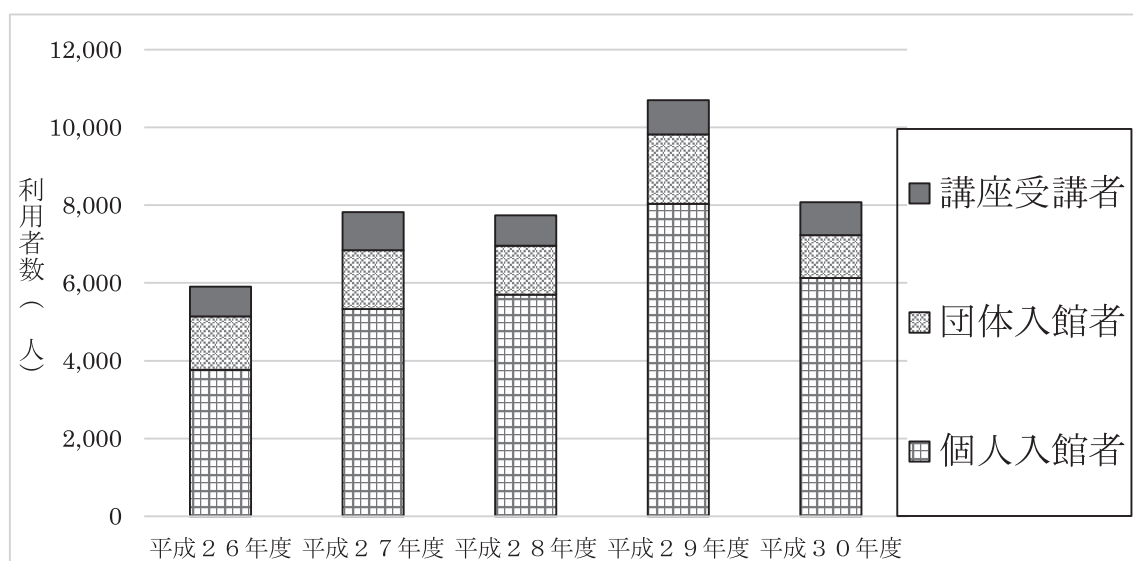
8. 生涯学習自主グループ・サークル等の公民館・ゆうあい館年間利用者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
公民館	6,019	6,308	5,858	5,398	5,414
ゆうあい館	1,811	1,808	1,035	1,376	1,464
計	7,830	8,116	6,893	6,774	6,878



9. 歴史民俗資料館年間利用者数の推移

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
個人入館者	3,768	5,330	5,697	8,037	6,129
団体入館者	1,372	1,515	1,261	1,783	1,104
講座受講者	763	978	786	886	848
計	5,903	7,823	7,744	10,706	8,081



（令和元年度 睦沢町子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査）